

2009年5月26日  
mail ニュース  
37・通巻228号

# 自治労連 都庁職

自治労連都庁職員  
労働組合  
発行人 米山隆史  
TEL 03-5381-0250

2009年5月26日

## 東京都の不当な夏季一時金削減に抗議する書記長コメント

自治労連都庁職書記長 米山隆史

東京都は、異例でかつ不当な東京都人事委員会臨時勧告「夏季一時金の一般職員0.2月分・再任用職員0.1月分の削減」に対して、「情勢適応の観点から必要」とする考えを明らかにし、「今回の臨時勧告は、職員の皆さんの生活に影響を及ぼす内容となっている」としながらも、「適切に対応していくことが都民の理解と納得を得る上で重要である。また、今回の勧告は暫定措置であり、理解していただきたい」と繰り返す回答をしていました。

都労連は、今回の不当勧告は、公務員給与決定方式の重大な変更であり断固糾弾する。臨時勧告の背景にある政治的な動きに対して断じて容認できない 都人事委員会の独自調査未実施での推定勧告には精確な調査責任を果たしていない。 勤勉手当の比率拡大を今回の勧告で便乗させたことは、非常に悪質であることを指摘しました。

都労連は、5月18日の週に早朝宣伝・決起集会など短期間に旺盛な行動を実施し、5月24日(日)総務局長要請で交渉の促進を図り、25日13時30分から単組代表者会議を開催し、25日19時45分から副知事と都労連委員長の会談が行われ、23時30分に団体交渉が開催され最終回答が示されました。回答の内容は、「東京都人事委員会勧告通り一般職員期末手当の0.2月分・再任用職員期末手当0.1月分削減であり、凍結措置は暫定的なものであり年間支給月数は、今後の給与改定交渉期に改めて協議を行う。」という中味です。都労連は、再度、「人事委員会は、公務員の労働基本権を制約した代償機関であるはずで、今回の人事委員会勧告は不当であり認められない」ことを表明し、組織に持ち帰り回答を行うことを通告しました。都労連単組代表者会議は、不当な勧告の立場は堅持 議会の介入を許さず労使交渉で決める 期末・勤勉の月数を確定闘争で交渉する 時短は早期の実施に向け速やかに協議するの4点でやむをえないと判断しいったん収拾し秋の確定闘争への運動継続を確認しました。

自治労連都庁職は、人事院勧告が出された以降、人事院への抗議行動や東京地評公務部会による人事委員会への要請など積極的に奮闘してきました。今回の不当な夏季一時金削減に強く抗議すると共に、今後起こりうるであろう民間労働者への不当な影響を食い止めるため、民間労働組合と強く共闘し奮闘する決意です。

自治労連都庁職は、7月に行われる都議会議員選挙において、住民本位の施策と都職員の要求実現をめざし、石原都政に反対する勢力の勝利のため奮闘するものです。

引き続き、秋の確定闘争では、都労連・都庁職に結集し都職員の地位向上と要求実現に向け頑張ります。